



冬季間の公園使用に関する覚書

本覚書は、街区公園、近隣公園及び都市緑地への雪の搬入について、札幌市（以下「甲」という。）と平岡春風台町内会（以下「乙」という。）との間の約束を下記のとおり記すものである。

1 公園使用の目的

地域内の街区公園、近隣公園及び都市緑地に雪を搬入することにより、地域における冬季間の生活環境向上を目指すものである。

2 対象となる公園

雪の搬入の対象となる公園は、次のとおりとする。

平岡はるかぜ公園（清田区平岡4条3丁目5番）

平岡青空公園（清田区平岡4条3丁目9番）

平岡ちびっこ公園（清田区平岡5条4丁目2番）

平岡どんぐり公園（清田区平岡5条4丁目4番）

平岡つくしの子公園（清田区平岡5条6丁目8番）

平岡風の子公園（清田区平岡5条6丁目16番）

3 雪の搬入にあたっての乙の責務

雪の搬入にあたっては、事故や公園施設の破損、環境悪化等を招くことのないよう、地域での次の取り組みを行うこととする。

(1) 別紙に示す使用ルールの遵守、地域住民への周知及び指導

(2) 対象公園の定期的なパトロール

(3) 使用ルールの指導やパトロールを行う責任者を置き、その氏名、住所及び連絡先を甲に提出することとする。

4 搬入する雪の範囲

対象公園に搬入する雪は、日常生活において支障となる範囲内のものとし、家庭用の除雪用具等により搬入することとする。

5 覚書の期間

この覚書の期間は、締結の日から双方合意のもとに覚書を破棄あるいは変更するまでとする。ただし、甲は、乙がこの覚書に違反したときは、本覚書を取り消しすることができる。

なお、甲、乙いずれかの代表者等が変更となった場合は、相手方に変更に係る届出を提出することとする。

6 その他

(1) 公園工事等、公園の維持管理上特段の事情がある場合、甲は乙に対して対象公園への雪入れを休止させることができる。

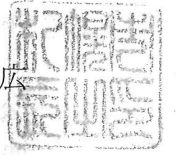
(2) この覚書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度双方協議して定めることとする。

(3) 本覚書の締結に伴い、甲及び乙の間で令和3年1月27日に締結した「冬季間の公園使用に関する覚書」は破棄する。

令和5年2月 8 日

甲 公園管理者

札幌市長 秋元 克広



乙 使用者代表

札幌市清田区平岡5条6丁目

平岡春風台町内会 会長

桐山 誠



公園への雪の搬入にあたってのルール

1 降雪前に行うべき事項

地域内の住民に対して、本ルールの遵守を周知すること。

2 降雪期に行うべき事項

- (1) 雪のたい積は、別添図に示す主たる雪たい積場所に行くこと。
- (2) 公園内の施設（遊具、ベンチ、外柵及び樹木等）の破損や事故を防ぐため、施設周辺に雪を置かないこと。
- (3) 公園の使用状況を確認するため、定期的にパトロールを実施すること。
- (4) ルールの遵守に努め、万が一違反している者がいた場合は指導すること。
- (5) 雪のたい積によって施設の破損又は事故の発生等の危険性がある場合は、速やかに対策をとること。

3 融雪期に行うべき事項

- (1) 町内会で雪割り作業やゴミの清掃等を実施すること。
- (2) 公園施設の破損の有無を確認し、破損があった場合は清田区土木センターへ連絡するとともに、簡易な補修で対応可能なものについては町内会で補修すること。